



議案第七十一号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部改正について

次のとおり、三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「当然災厄を被ることを予断できるに拘らず、これを顧みることなく、その職務を遂行したことに基つて災害を受け、そのために死亡し、又は不具廃疾となつた場合においては、」を「一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのために死亡し、または廃疾となつた場合においては、」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 賞じゆつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

一 殉職者賞じゆつ金は、一〇〇万円以上 三〇〇万円以下とし、功勞の程度によつて定める。

二 障害者賞しゆつ金は、三〇〇万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに  
功勞の程度によつて定める。

第四條中「順位」を「授与される順位」に、「政令第九條及び第九條の二第二項」を「  
非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。  
以下政令という。）第九條及び第九條の三第二項の規定」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表を次のように改める。

別表

障害者賞しゆつ金

| 障害の等級 | 功勞の程度による支給額             |
|-------|-------------------------|
| 第一級   | 三〇〇,〇〇〇円以下 一,〇〇〇,〇〇〇円以上 |
| 第二級   | 二八五,〇〇〇円以下 九〇〇,〇〇〇円以上   |
| 第三級   | 二七〇,〇〇〇円以下 八〇〇,〇〇〇円以上   |
| 第四級   | 二四六,〇〇〇円以下 七二〇,〇〇〇円以上   |
| 第五級   | 二一九,〇〇〇円以下 六三〇,〇〇〇円以上   |
| 第六級   | 一九五,〇〇〇円以下 五五〇,〇〇〇円以上   |
| 第七級   | 一七一,〇〇〇円以下 四七〇,〇〇〇円以上   |
| 第八級   | 一五〇,〇〇〇円以下 四〇〇,〇〇〇円以上   |

備 考

1、障害の等級は、政令別表第二に定める障害の等級による。

2、障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く）までの規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。